



〔記入上の注意〕

- (1) 1の(1)の欄には、申請の日における「再就職援助計画を作成する事業所」を含む申請事業主の全ての事業所数を記入してください。
- (2) 1(2)の欄には、(1)の全ての事業所で申請の日において常時雇用する労働者(臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等を除く者とし、これらの者であっても申請事業主に継続して6か月以上雇用されている者又は継続して6か月以上雇用されることが予定されている者は含むものとする。なお、1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれない。2(6)の欄において同じ。)の数を記入してください。
- (3) 3欄については、工場や事業所の閉鎖、生産量縮小の計画等事業規模の縮小等の内容及びその理由について記載するとともに、別紙1「事業規模の縮小等に関する資料」を添付してください。
- (4) 4(1)の欄については、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者の合計数を記載するとともに、内数で障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号の障害者)の数を括弧書きで記載してください。また、別紙2「計画対象労働者に関する一覧」を添付してください。
- (5) 5欄には、実施を予定している再就職援助のための具体的な措置を以下の例のように記載してください。また、事業主が再就職援助計画の対象となる者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者でない者、当該事業主に一般被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び当該事業主の事業所へ復帰の見込みがある者を除く。)の再就職に係る支援を職業紹介事業者へ委託する等の要件を満たした場合に支給される雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の4に規定する労働移動支援助成金(再就職支援コース)の受給を希望する場合には、口の中をチェックしてください。  
(例)
  - 1 取引先企業や関連企業への再就職あっせん
  - 2 取引先企業、公共職業安定所、公益財団法人産業雇用安定センター等の求人情報の提供
  - 3 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇の付与
  - 4 教育訓練受講のための費用負担
  - 5 再就職相談室の設置
  - 6 再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託
- (6) 6欄の労働者代表者氏名は、自署によるものとしてください。
- (7) 本計画の認定後、計画対象労働者のうち45歳以上65歳未満の者(雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。)について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢法」という。)第17条第1項に規定する求職活動支援書を作成し、その内容を記載した書面を当該支援書に係る労働者に交付した場合については、雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号に規定する求職活動支援基本計画書の提出をしたものとして取扱うことができます。  
この場合には、あらかじめ、備考欄に、次の事項を記載してください。
  - ① 高年齢離職予定者(定年又は継続雇用の終了により離職が予定されている者を含む45歳以上65歳未満の者)の数
  - ② 本計画の再就職援助担当者が高年齢法第17条第2項の規定に基づき選任した再就職援助担当者が異なる場合は、後者の役職及び氏名

## 事業規模の縮小等に関する資料

1. 企業規模（大企業・中小企業）

2. 事業規模の縮小等を行う理由

3. 事業規模の縮小等を行おうとする期間

平成 年 月 日(開始予定時期) ~平成 年 月 日(完了予定時期)

4. 事業規模の縮小等の内容

(注意)

1. 1欄については、下表「企業の主たる事業」の区分ごとに、「企業の資本の額又は出資の総額」又は「企業全体の常時雇用する労働者数」のどちらか一方に該当する事業主は「中小企業事業主」となります。

「企業の主たる事業」	「企業の資本の額又は出資の総額」	「企業全体の常時雇用する労働者数」
イ. 小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
ロ. サービス業	5,000万円以下	100人以下
ハ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ニ. その他	3億円以下	300人以下

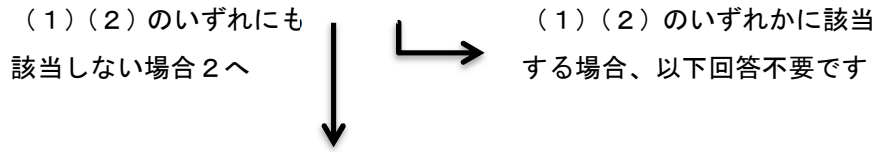
2. 2欄については、事業規模の縮小等を行うに至った背景(事業所の事業を取り巻く国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情及びこれに伴う生産量、売上高等の現状)を含め具体的な理由を記述してください。
3. 4欄については、事業規模の縮小については、縮小する部門等の名称、事業内容及び設備の廃棄、譲渡等の事業規模の縮小の内容、事業活動の縮小については、縮小する部門等の名称、事業内容及び事業の休止の内容、事業の転換については、縮小する部門等の名称、事業の内容及び新たに開始又は拡充しようとする事業の内容、事業の廃止については、廃止する事業内容を具体的に記述してください。

## 労働移動支援助成金の特例対象者に該当することの確認書

**1 次の項目について ( ) 内の当てはまるものに○を付けてください。**

- (1) 次のいずれかの支援機関等から事業再生等の支援を受けている。(該当する機関に○)  
 ( ) 地域経済活性化支援機構 (REVIC) ・ ( ) 中小企業再生支援協議会  
 ( ) 東日本大震災事業者再生支援機構 ・ ( ) 産業復興機構 ・ ( ) 事業再生 ADR 制度

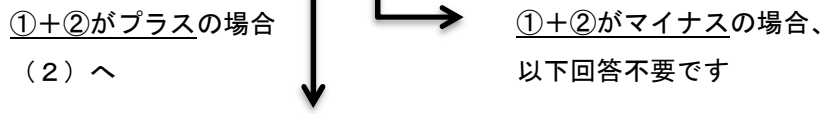
- (2) 事業再生等の特定調停 (裁判所手続) を受けている。  
 ( 該当する ・ 該当しない )



**2 次の項目について記載してください。**

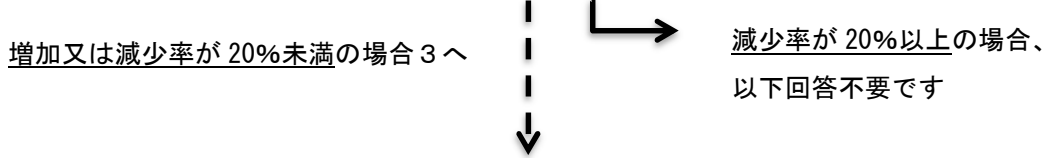
- (1) 直近の事業年度における営業利益と減価償却費の合計 (EBITDA)

① 直近の事業年度の営業利益	円
② 直近の事業年度の減価償却費	円
① + ② =	円



- (2) 直近の事業年度とその3年度前の売上高の比較

③ 直近の事業年度の売上高	円
④ 直近の事業年度から3年度前の売上高	円
(③ - ④) ÷ ④ × 100 =	%



**3 【任意項目】よろしければ、ローカルベンチマーク (※) の財務分析結果の記載にご協力ください。**

(※) ローカルベンチマークとは、経済産業省がインターネット上で提供する企業の経営状態の把握をするためのツールをいいます。

([http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/))

直近の事業年度のローカルベンチマークの財務分析結果 (総合評価点)  
 ( A ・ B ・ C ・ D )

※ 記載にあたっては、裏面の記入上の注意 (添付書類等) を必ずご覧ください。

(注意)

1. この様式は、再就職援助計画対象者の方が労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の「特例対象者」に該当することの確認となります。

再就職援助計画の認定を受けると、ハローワークから対象労働者ごとの「再就職援助計画対象労働者証明書」が発行されます。再就職援助計画の対象となる事業所が次の①～⑤のいずれかに該当する場合、ハローワークでは「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」としての記載を行います。「特例対象者」と認定された対象労働者が、一定の成長性が認められる事業所に雇い入れられた場合、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の優遇助成が適用され対象労働者の早期再就職が図られます。

このため、1欄～3欄の項目をご確認の上、次の①～⑤に該当する場合に確認書類の提出にご協力下さい。

- ① 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、事業再生ADR制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けていること。
- ② 事業再生・再構築・転廃業を行うことについて特定調停（裁判所手続）が行われていること。
- ③ 営業利益と減価償却費の合計（EBITDA）が、直近の事業年度でマイナスであること。
- ④ 直近の事業年度の売上高が、その3年度前と比較して20%以上減少していること。
- ⑤ ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「C」評価以下であること。

(1) 1欄(1)に該当する場合

【機関等の名称】

【確認書類】

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）…「再生支援決定通知」（写）又は「特定支援決定通知」（写）
- ・中小企業再生支援協議会 … 再生支援対象企業である旨が確認できる文書（金融機関等債権者に通知した「金融支援のお願い」「計画成立のご案内」等）（写）
- ・東日本大震災事業者再生支援機構 … 「支援決定通知」（写）
- ・産業復興支援機構 … 債権の買取に係る「金銭消費貸借条件変更契約書（東日本大震災復興用）」（写）
- ・事業再生ADR制度 … 「特定認証紛争解決（事業再生ADR）手続終了の通知書」（写）

(2) 1欄(2)に該当する場合

【確認書類】 特定調停を裁判所に申し立てた際の「特定調停受理簿」の写し

(3) 2欄(1) 営業利益と減価償却費の合計（EBITDA）がマイナスの場合

【確認書類】 損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書等（いずれも直近の事業年度のもの）

(4) 2欄(2) 直近の事業年度とその3年度前の売上高を比較して20%以上減少している場合

【確認書類】 損益計算書（直近の事業年度及び直近の事業年度から3年度前のもの）

(5) 3欄ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）がC又はDの場合

【確認書類】 ローカルベンチマークの財務分析入力シート・財務分析シート及び財務諸表等（損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書）（いずれも直近の事業年度のもの）

2. 2欄(1)(2)については、再就職援助計画の対象事業所の事業部門や事業所単位、対象事業所が含まれる事業部や企業単位の決算書から該当の有無をご確認下さい。

## 別紙2

### 計 画 対 象 労 働 者 に 関 す る 一 覧

<b>総 計</b>		人	うち45歳以上65歳未満	人
うち雇用保険の被保険者数		人		
	うち正規職員(※1)	人		
	うち雇用保険の被保険者数	人		
	うち正規職員以外(※2)	人		
	うち雇用保険の被保険者数	人		
	うち派遣労働者(※3)	人		
	うち雇用保険の被保険者数	人		

番号	氏名	生年月日	年齢	雇用保険被保険者番号	離職予定日	再就職援助希望の有無	雇用形態(該当するものに○印を付してください。)		
							正規職員(※1)	正規職員以外(※2)	派遣労働者(※3)
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				
		年 月 日	歳		年 月 日				

※1 「正規職員」・・・勤め先で一般職員又は正社員等と呼ばれている者(派遣労働者を除く)

※2 「正規職員以外」・・・「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称で呼ばれている者

※3 「派遣労働者」・・・労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者